



2022年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社フェイス  
代 表 者 名 代表取締役社長 平 澤 創  
(コード番号 4295 東証プライム)  
問 合 せ 先 執行役員  
最高財務責任者 鈴木千佳代  
T E L (03)5464-7633(代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第30期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ①現行定款第2条(目的)の事業目的につき、当社および子会社の事業の多様化に対応するため、新たに追加するとともに、重複する項目の整理・統合によりその明確化を図るものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4)上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月24日(予定)

以 上

【別紙】変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>コンピュータソフトウェアおよびコンピュータネットワークシステムの設計、開発、ライセンス、販売、運用、保守およびコンサルティング</u></p> <p>(2) <u>コンピュータ、コンピュータ周辺機器、事務機器、通信機器、電子音響機器および楽器の仕入れ、製造および販売</u></p> <p>(3) <u>コンテンツ配信技術の開発、ライセンスおよびコンサルティング</u></p> <p>(4) <u>工業所有権およびノウハウの取得、実施、保全およびライセンス</u></p> <p>(5) <u>映像、音楽、ソフトウェア、データの制作、利用、配信、販売およびライセンスならびにこれらに係る著作物の利用の開発</u></p> <p>(6) <u>映像・音楽に係る原盤(コンパクトディスク、ビデオ等を含む)その他の媒体の企画、製作、販売および許諾</u></p> <p>(7) <u>映像および音楽に係る著作権等の財産権の取得、譲渡、貸与および管理</u></p> <p>(8) <u>音楽等エンタテインメント事業の企画および制作</u></p> <p>(9) <u>アーティストの育成およびマネジメント</u></p> <p>(10) <u>楽譜、書籍等の出版業(電子出版を含む)</u></p> <p>(11) <u>キャラクターの企画、開発およびデザインのライセンス</u></p> <p>(12) <u>インターネットを利用したゲームの配信</u></p> <p>(13) <u>化粧品および美容・健康関連商品の企画、販売</u></p> <p>(14) <u>美容・健康食品の企画、販売および当該商品の店舗運営</u></p> <p>(15) <u>食料品、栄養補助食品、清涼飲料水の企画、販売</u></p> <p>(16) <u>インターネット、携帯情報端末機を利用した医療および健康情報の管理・運営・配信サービス</u></p> <p>(17) <u>医療および健康に関するイベントの企画お</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>ソフトウェアおよびシステムの設計、開発、ライセンス、販売、運用、保守およびコンサルティング</u></p> <p>(2) <u>情報機器、事務機器、通信機器、音響機器その他機械器具、楽器の企画、製造および販売</u></p> <p>(3) <u>著作権、著作隣接権、ノウハウその他の知的財産権の取得、譲渡、貸与、実施、管理およびライセンス</u></p> <p>(4) <u>映像、音楽、ゲーム等コンテンツの企画、制作、利用、放送、配信、販売およびライセンスならびにこれらに係る著作物の利用の開発</u></p> <p>(5) <u>エンタテインメント事業</u></p> <p>(6) <u>アーティストの育成およびマネジメント</u></p> <p>(7) <u>楽譜、書籍等の出版業(電子出版を含む)</u></p> <p>(8) <u>キャラクターの企画、開発およびデザインのライセンス</u></p> <p>(9) <u>食料品、酒類、清涼飲料水、化粧品、日用品・服飾雑貨、美容・健康関連商品の企画、製造、卸売、小売、販売および輸出入</u></p> <p>(10) <u>古物営業法に基づく古物営業</u></p> <p>(11) <u>医療、福祉および健康関連事業</u></p> <p>(12) <u>通信販売業務、電子商取引業務(インターネット等による商品販売業務)</u></p> <p>(13) <u>有料職業紹介および労働者派遣事業</u></p> <p>(14) <u>経営上必要と認める会社の事業への投資、金銭の貸付、債務の保証、経営指導および業務受託</u></p> <p>(15) <u>広告代理業務</u></p> <p>(16) <u>商業施設(ホテル、旅館、飲食店、ショールーム、多目的ホールを含む)、公共施設の運営および管理</u></p> <p>(17) <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>(18) <u>住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業および住宅宿泊仲介業</u></p>

よび実施

- (18) 医療および健康関連商品、介護用品の販売およびリース
- (19) 通信販売業務
- (20) 電子商取引(インターネット等による商品販売)
- (21) 有料職業紹介および労働者派遣事業
- (22) 経営上必要と認める会社の事業への投資、金銭の貸付、債務の保証、経営指導および業務受託
- (23) 広告代理業務
- (24) ショールーム、多目的ホールおよび文化教室の運営および管理
- (25) 電子マネーを用いた会員向けポイントカード、プリペイドカードの発行、販売および管理
- (26) 不動産の賃貸借
- (27) 子会社に対する経営指導・支援に関する業務
- (28) 子会社に対する経営管理、財務管理、人事労務管理、広報、法務・知的財産管理および総務の指導ならびに関連事務処理の受託
- (29) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条～第15条 (条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

- (19) ポイントカード、プリペイドカードの発行、販売および管理
- (20) 金融商品取引法に規定する、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業および金融商品仲介業その他金融業
- (21) 不動産の売買、賃貸借およびこれらの仲介
- (22) 地域開発、観光開発等の企画および運営
- (23) 農業に関する事業
- (24) 教育関連事業
- (25) 子会社に対する経営指導、支援および関連事務処理の受託
- (26) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条～第15条 (現行どおり)

(削除)

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部

<p>第 17 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1. 現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></li><li><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></li><li><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li></ol>
--	---

以 上